

久留米市小規模修繕契約希望者登録申請要領

1 制度の目的

この登録制度は、久留米市が発注する小規模な修繕の受注を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内事業者の受注機会の拡大を図り、もって市内経済の活性化に寄与することを目的とするものです。

2 対象となる修繕

久留米市及び久留米市企業局（以下「本市」とする。）が発注する小規模な施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易と認められるもので、1件の予定価格が130万円以下のもの。

3 登録できる者

久留米市の区域に主たる事業所を有する事業者(法人又は事業を営む個人(以下、単に「個人」という。)をいい、個人の場合にあっては久留米市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)であること。ただし、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者は申請できません。

- (1) 小規模修繕の請負の契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 久留米市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 久留米市税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者若しくはそれらの者と密接な関係がある者
- (6) 前各号のほか、公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがある等の理由により、本市の契約の相手方として不適当と認められる者

4 登録申請書類

登録を希望される方は、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 久留米市小規模修繕契約希望者登録申請書（告示様式第1号）
- (2) 久留米市税の未納が無いことを証する書類
- (3) 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有することを証明する書類の写し
- (4) 登録しようとする者が法人の場合は、登記事項証明書並びに役員等調書及び照会承諾書（告示様式第2号）
- (5) 登録しようとする者が個人の場合は、代表者の身分証明書
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

5 申請書の書き方

- (1) 「住所（所在地）」は、事業所の所在地を記入してください。個人が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。
- (2) 「小学校区」は事業所の所在地の小学校区を記載してください。小学校区は久留米市ホームページにて確認できます。
(URL)
<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2020kyouiku/3010shougakkou/ku-kensaku.html>
- (3) 「商号又は名称」については、法人の場合は登記事項証明書に記載された商号を記入し、個人の場合は通常使用している名称を記入してください。
- (4) 「代表者氏名」については、法人の場合は登記事項証明書に記載された代表取締役等の役職名を代表者氏名の前に記入してください。
- (5) 役員等調書及び照会承諾書には代表者以外で登記事項証明書に記載がある役員全員（監査役等を含む）をご記入ください。
- (6) 使用印欄には、見積書、請求書等に使用する代表者印を押印してください。法人の場合は商号と代表者役職が刻印されたもの、個人の場合は代表者個人の印鑑とします。屋号のみが刻印されたものや屋号と代表者印が併せて刻印されたもの等は、使用できません。
- (7) 希望業種は、3業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するに当たって、法的な許可・免許・登録等を必要とする場合はそれらを受けていなければ申請することはできません。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を記入し、そのことを証明する書類の写しを添付してください。
- (8) 久留米市税に滞納が無いことを証する書類、登記事項証明書及び代表者の身分証明書は、いずれも申請日以前3か月以内に発行されたものに限ります（写し可）。
- (9) 身分証明書は本籍地の市区町村長が発行する証明書です。（写し可）

6 申請の受付期間・登録の有効期間

申請は定期受付と随時受付の2種類があり、それぞれ申請の受付期間、有効期間が異なります。

定期受付の受付期間：令和6年5月15日（水）から5月31日（金）まで

定期受付の登録の有効期間：令和6年7月1日から令和9年6月30日まで（3年間）

随時受付の受付期間：令和6年7月1日（月）から令和9年3月31日（水）まで

随時受付の登録の有効期間：受付日が属する月の翌々月1日から令和9年6月30日まで

※受付日は申請書の提出日（持参の場合は持参した日、郵送の場合は消印日）になります。

7 申請書の提出方法

持参もしくは郵送。窓口に持参された場合、その場での書類審査は行いません。郵送で提出する場合、一般書留、簡易書留、レターパックプラスなど、信書が送付可能かつ受領確認を要する方法で郵送して下さい。

※ 封筒に「小規模修繕契約希望者登録申請書在中」と記入すること。

宛先 〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市役所 総務部契約課（工事チーム）

8 登録名簿の取り扱い

登録者は、名簿に登載され、本市が小規模な修繕を発注する際の見積業者選定の対象になります。ただし、見積り参加や契約を約束するものではありません。

また、契約制度の透明性を図る観点から、一般公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

9 登録事項の変更等

登録内容に変更等があったとき、事業を廃止したとき、又は登録を削除しようとするとき（久留米市建設工事競争入札参加資格申請を行った場合など）は、久留米市小規模修繕契約希望者登録（変更・廃止・削除）届出書（告示様式第3号）を遅滞なく提出してください。

10 登録の取消

名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消す場合があります。

- (1) 「3 登録対象者」各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 倒産し、又は破産したとき。
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があつたとき。

11 契約に関する事項

- (1) 小規模修繕契約の見積依頼は、発注課から連絡させていただきます。なお、見積りを辞退されることは自由ですが、その場合は必ず発注課まで連絡（電話可）をお願いします。
- (2) 原則として複数の事業者からの見積を徴収し、最も低い価格の見積書を提出された方と契約することになります。
- (3) 契約の履行は、久留米市契約事務規則、その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負われた契約は、自ら履行することとし、下請での履行は原則として認めませんので、希望業種の記載事項は自ら施工できる業種を記載してください。
- (4) 請負代金の支払いは、業務終了後の検査に合格した後、請求書を提出されてから40日以内に行います。なお、前金払・部分払はありません。

作業現場では、突発的な不測の事態が生じ、損害が発生する場合があります。

修繕の目的物及び第三者に及ぼした損害は、原則、請負者が費用を負担することとなりますので、工事保険等への加入をお勧めします。

【問合せ先】

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市役所 総務部 契約課（工事チーム）

電話番号 0942-30-9171

ファックス 0942-30-9713

告示様式第1号（告示第4条関係）

(表)

久留米市小規模修繕契約希望者登録申請書

年　月　日

久留米市長

久留米市企業管理者　宛て

久留米市（久留米市企業局）が発注する小規模修繕について、久留米市小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱（平成16年久留米市告示第97号）の内容を承知の上、登録名簿への登録を申請します。

また、申請書に記載した代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを確認するため、下記の情報について福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

所在地	〒　一 久留米市		小学校区
フリガナ			使用印
商号又は名称			
フリガナ			
代表者職氏名			
生年月日（性別）	年　月　日	生（男・女）	
電話番号		携帯電話番号	
FAX番号			

※ 使用印欄には、見積書、請求書等に使用する代表者印を押印してください。法人の場合は商号と代表者役職が刻印されたもの、個人の場合は代表者個人の印とします。屋号のみが刻印されたものや屋号と代表者印が併せて刻印されたもの等は、使用できません。

希望業種（希望する順に3業種以内）

番号	希望業種	具体的業務内容	資格、免許等を有する場合は、その種類、名称等	経験年数
1				年
2				年
3				年

※ 希望業種の履行に際して、資格、免許等が必要な業種については、その資格、免許等の種類、名称等を記入し、これらを有することを証明する書類の写しを添付してください。

(裏)
小規模修繕の種類及び具体例

No.	業種	修繕の例示
1	大工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕等
2	左官	左官修繕、モルタル修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕、吹き付け修繕、ブロック・レンガ積み、タイル張り等
3	電気	構内電気設備修繕（電話交換機、光ケーブル等の通信設備を除く。）、照明設備・照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤・配電盤修繕（高圧受電設備を除く。）等
4	管	空調・換気設備修繕（広範囲を対象とするものを除く。）、給排水・給湯設備修繕、厨房設備修繕（給食室用特殊機器を除く。）、水洗便所設備修繕、ガス管配管修繕、ダクト修繕等
5	ガラス	ガラス取付け等
6	板金	板金加工取付修繕、建築板金修繕等
7	建具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等
8	塗装	塗装、ライニング、布張り仕上、路面表示等
9	内装	インテリア修繕、天井仕上修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブランド修繕等
10	畳	畳張り替え等

告示様式第2号（告示第4条関係）

役員等調書及び照会承諾書

（宛て先）

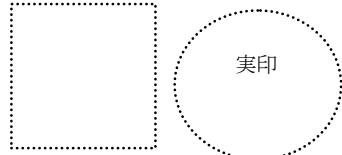
久留米市長

久留米市企業管理者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するか否かに關し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏 名	生年月日

【注意事項】

- 法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている代表者以外の役員（監査役を含む。）の方全員について、記載してください。
- この調書に記載されたすべての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市暴力団排除条例に基づいて実施する暴力団排除のための措置を目的として使用するものです。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

誓 約 書

年 月 日

久留米市長

久留米市企業管理者 殿

本社（店）住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は、久留米市が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、暴力団排除に係る条項を含む契約を締結することを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 久留米市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。

4 第1項各号に該当する者を下請負人（直接下請負人としていない場合を含む。）としていて、久留米市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求める）を含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

第1項第10号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

告示様式第3号(告示第6条関係)

久留米市小規模修繕契約希望者登録(変更・廃止・削除)届出書

年　月　日

久留米市長

久留米市企業管理者 宛て

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

下記のとおり(登録事項を変更した・事業を廃止した・登録を削除したい)ので、届け出ます。

記

変更の内容	<p>(変更前)</p> <p>(変更後)</p> <p>(変更年月日)</p> <p>年　月　日</p>
事業廃止年月日	年　月　日

記載例

久留米市小規模修繕契約希望者登録申請書

○○年△△月□□日

久留米市長

久留米市企業管理者 宛て

久留米市（久留米市企業局）が発注する小規模修繕について、久留米市小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱（平成16年久留米市告示第97号）の内容を承知の上、登録名簿への登録を申請します。

また、申請書に記載した代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを確認するため、下記の情報について福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

所在地	〒830-8520	小学校区	
	久留米市城南町15-3	篠山	
フリガナ	クルメシュウゼンショウカイ		使用印
商号又は名称	株式会社久留米修繕商会		
フリガナ	クルメ タロウ		
代表者職氏名	代表取締役 久留米 太郎		
生年月日（性別）	昭和50年8月1日生	(男)・(女)	
電話番号	0942-30-9171	携帯電話番号	* * * - * * * * - * * * *
FAX番号	0942-30-9713		

印

※ 使用印欄には、見積書、請求書等に使用する代表者印を押印してください。法人の場合は商号と代表者役職が刻印されたもの、個人の場合は代表者個人の印鑑とします。屋号のみが刻印されたものや屋号と代表者印が併せて刻印されたもの等は、使用できません。

希望業種（希望する順に3業種以内）

番号	希望業種	具体的業務内容	資格、免許等を有する場合は、その種類、名称等	経験年数
1	大工	床、廊下張替え		20年
2	ガラス	ガラス交換		10年
3				年

※ 希望業種の履行に際して、資格、免許等を有する場合は、その種類、名称等を記入してください。選定の際の判断材料とさせていただく場合があります。

な業種については、その資格、免許等の種類、名称等を記入してください。

写しを添付してください。